

## 千葉県立中央博物館におけるデジタルデータ公開方針（原案）

令和 8 年●月●日策定

## 前 文

博物館は、資料を収集・保管、調査・研究し、その成果を公開する機関であり、資料のデジタルアーカイブ化も博物館事業の一環として位置づけられている。

資料は、原則として、公開することを基本とするが、保存上の配慮及び内容に鑑み、資料分野ごとに公開基準を設け、博物館事業の進捗に応じて各種データを順次公開し、必要に応じて、その修正および追加を行うものとする。

## 1 動物・植物・菌類資料

原則として、全ての資料を公開の対象とするが、次のいずれかに該当する種についてはその詳細な産地情報は非公開とする。

## (1) 以下の法律に基づき捕獲・採取等が制限されている種・亜種

文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

## (2) その他

詳細な産地情報の公開により、乱獲や生息環境の悪化を招く恐れがあるもの。  
館長が公開を不適切と判断したもの。

## 2 地学系資料（化石・岩石・鉱物等）

地学系資料においては、産地及び採集年月日がすべて公開されることから、公有地・私有地を問わず無許可での採掘が行われるおそれがある上、各自治体等により化石・鉱物採集が禁止されている地域も存在することから、以下に該当する資料は原則として非公開とする。

(1) 産地等の公表により、乱掘、違法な採集に結びつくおそれのあるもの  
なお、公開する場合の可否は館長が決定する。

## (2) その他

館長が公開を不適切と判断した資料。

## 3 人文系資料（古文書・古記録・古典籍・美術工芸品・考古学資料等）

原則としてすべての資料を公開の対象とするが、以下の項目に該当する資料については非公開とし、その可否については、館長が決定するものとする。

## (1) 著作権等の権利に抵触するもの

著作権その他の権利が存続し、権利者の許諾が得られていない資料。

## (2) プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

肖像権及びプライバシーへの配慮を要する資料並びに寄贈者・寄託者に関する情報を含むもの。

## (3) 人権侵害のおそれのあるもの

差別的や暴力的な表現、人権侵害につながるおそれのある内容を含む資料。

(4) その他

館長が公開を不適切と判断した資料。

4 貴重書・特殊資料（自然誌系貴重書・絵画、コレクションに附随する文献・絵画以外の資料）

原則として、すべての資料を公開の対象とするが、以下の項目に該当する資料については非公開とし、その可否については、館長が決定するものとする。

(1) 著作権等の権利に抵触するもの

著作権その他の権利が存続し、権利者の許諾が得られていない資料のテキスト、画像。

(2) プライバシー等を侵害する恐れのあるもの

肖像権及びプライバシーへの配慮を要する資料並びに寄贈者・寄託者に関する情報を含むもの。

(3) その他

館長が公開を不適切と判断した資料。